

やまとの安全



マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意を！

いわゆる「マイナンバー法」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の個人番号の指定や通知が10月5日から開始されましたが、この制度に便乗した不審な電話が相次いでおり、**現金を騙し取られる被害**に遭った方もいます。



～被害の事例～

公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付をしたいという別の男性から連絡があり、マイナンバーを貸して欲しいと言われたので、教えたところ、「マイナンバーを教えたことは犯罪にあたる」と言われ、金銭を要求されたので、現金を渡した。

～不審電話の事例～

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急振込先の口座番号を教えてください」との電話
- 「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているがあなたはしているか。早く手続きしないと刑事問題になる」との電話

～被害に遭わないために～

- マイナンバーの通知や利用の手続きで行政機関が、口座番号、家族構成などの個人情報を電話で聞くことはありません。
ATMの操作をお願いすることはありません。
- マイナンバーや個人情報などを電話等で聞かれても、絶対に言わないでください。



不審な電話があれば、まず相談！！
各市町村や最寄の警察まで

平成27年10月8日
奈良県警察本部
生活安全企画課
(犯罪抑止対策室)